

○総務省告示第三百五十八号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第三条第一項第四号の規定に基づき、技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となる端末機器を次のように定め、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十一月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

- 一 移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される端末機器（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）
- 二 無線呼出用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、無線によつて利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器